

全建事発第 126 号  
平成 24 年 2 月 22 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会  
専務理事 押田 彰  
〔公印省略〕

**東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項の  
規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例に基づく認定について**

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記については、2 月 16 日付全建事発第 122 号「東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例について」に関連するものです。

同文書にて、東日本大震災により被災し、国や地方公共団体から補助金の交付を受けた法人、団体、個人が発注する工事のうち、国土交通大臣が認めるものについては、特例により公共工事として取扱い、前払金保証事業の対象となる旨をお伝えいたしました。

このたび、国土交通省から、中小企業庁が行っている「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」により補助金の採択を受けたグループの中小企業等が発注する工事が特例の対象として認められたことから、その旨の周知方協力依頼がございました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

**【添付書類】**

別 添 東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例に基づく認定について

(担当) 事業部事業企画課 小林

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

e-mail : kobayashi@zenken-net.or.jp